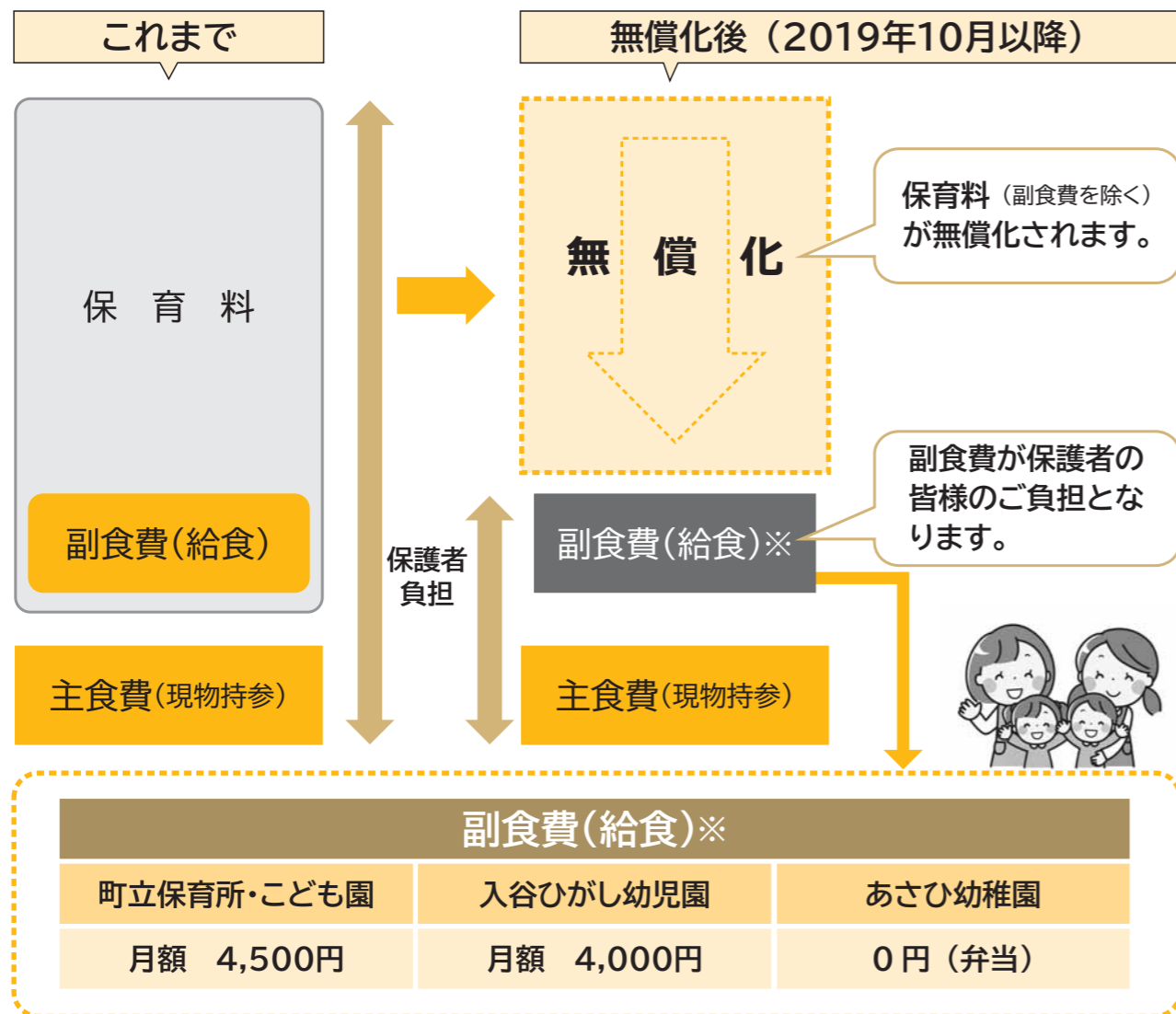


給食の材料にかかる費用（副食費）について

- 保育所の給食の材料にかかる費用（副食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所などを利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**
- 0～2歳のお子様については、これまでどおり、**保育料**をお支払いいただくことになります。
(主食を含めた完全給食が提供されます。)



☎ 南三陸町保健福祉課子育て支援係 ☎46-1402

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。



幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

対象者 利用料

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 食材料費、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつなど)の費用が免除されます。



0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

- さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 兄弟の年齢などにより、第2子、第3子のカウント方法が変わります。

対象となる 施設・事業

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

